

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年5月 1日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 三宅 達也

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	2,970,000	@270000円 × 11ヶ月 = 2,970,000 円
2 その他	0	自己資金
収 入 合 計	2,970,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	194,771	194,771	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	48,400	48,400	
広 報 ・ 広 聴 費	385,357	385,357	
人 件 費	884,000	884,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,308,355	1,308,355	
支 出 合 計	2,820,883	2,820,883	

令和 5 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 三 宅 達 也

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費]	5/1～3/31	堺市政、府市連携、泉北ニュータウンの街づくりに関する調査研究のため、沖縄県沖縄市及び北谷町。富山県朝日町、岐阜県高山市及び岐阜市役所。京丹後市峰山町、丹後町へ調査訪問をおこなった。
[資料購入費]	5/1～3/31	市政全般に関する調査研究を行うため日刊の新聞を 1 社購入。
[広報・広聴費]	5/1～3/31	市政への調査結果や議会の報告を行うため、市政レポートを令和 6 年 1 月に 10000 部印刷し、駅頭や手配りを 3000 枚実施し、あわせて約 6200 枚を郵送にて配布した。
[人件費]	5/1～3/31	市政に関する調査研究および市政に関する陳情を受けるため事務員を雇用した。
[事務・事務所費]	5/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため南区桃山台にて事務作業とその他事務所業務を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/5/10	5-1		60,000	-60,000	事務所家賃5月支払い分	⑨	
2023/5/26	5-2		19,250	-79,250	ホームページ保守料	⑦	
2023/5/26	5-3		11,550	-90,800	事務所駐車場代6月分	⑨	
2023/5/30	5-4		4,400	-95,200	読売新聞5月分	⑥	
月 計		0	95,200	-95,200			
累 計		0	95,200	-95,200			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/6/1	6-1		3,243	-98,443	事務所電気代5月分	⑨	
2023/6/2	6-2		2,321	-100,764	ガソリン代6月支払い分	①	
2023/6/9		540,000		439,236	政務活動費5.6月分受入		
2023/6/10	6-3		84,000	355,236	事務所家賃6月支払い分	⑨	
2023/6/20	6-4		11,550	343,686	事務所駐車場代7月分	⑨	
2023/6/20	6-5		65,000	278,686	事務員人件費6月支払い分	⑧	
2023/6/26	6-6		3,796	274,890	事務所ネット接続代5月分	⑨	
2023/6/27	6-7		4,400	270,490	読売新聞6月分	⑥	
2023/6/29	6-8		3,243	267,247	事務所電気代6月分	⑨	
月 計		540,000	177,553	362,447			
累 計		540,000	272,753	267,247			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/7/3	7-1		10,321	256,926	ガソリン代7月支払い分	①	
2023/7/8	7-2		84,000	172,926	事務所家賃7月支払い分	⑨	
2023/7/10		810,000		982,926	政務活動費7.8.9月分受入		
2023/7/10	7-3		2,455	980,471	携帯電話7月支払い分	⑨	
2023/7/20	7-4		11,550	968,921	事務所駐車場代8月分	⑨	
2023/7/20	7-5		91,000	877,921	事務員人件費7月支払い分	⑧	
2023/7/26	7-6		3,796	874,125	事務所ネット接続代6月分	⑨	
2023/7/28	7-7		4,400	869,725	読売新聞7月分	⑥	
月 計		810,000	207,522	602,478			
累 計		1,350,000	480,275	869,725			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/8/1	8-1		3,243	866,482	事務所電気代7月分	⑨	
2023/8/2	8-2		5,284	861,198	ガソリン代8月支払い分	①	
2023/8/2	8-3		29,390	831,808	沖縄視察 株式会社エアトリ R5/7/20～21	①	
2023/8/10	8-4		2,158	829,650	事務所水道使用料8月支払い分	⑨	
2023/8/10	8-5		84,000	745,650	事務所家賃8月支払い分	⑨	
2023/8/10	8-6		2,444	743,206	携帯電話8月支払い分	⑨	
2023/8/19	8-7		91,000	652,206	事務員人件費8月支払い分	⑧	
2023/8/25	8-8		5,126	647,080	事務所電話代8月支払い分	⑨	
2023/8/28	8-9		3,796	643,284	事務所ネット接続代7月分	⑨	
2023/8/29	8-10		11,550	631,734	事務所駐車場代9月分	⑨	
2023/8/29	8-11		4,400	627,334	読売新聞8月分	⑥	
2023/8/31	8-12		3,837	623,497	事務所電気代8月分	⑨	
月 計		0	246,228	-246,228			
累 計		1,350,000	726,503	623,497			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/9/4	9-1		8,256	615,241	ガソリン代9月支払い分	①	
2023/9/4	9-2		17,140	598,101	沖縄視察バジェットレンタカー7/20～21	①	
2023/9/4	9-3		2,331	595,770	沖縄視察ガソリン代7/20～21	①	
2023/9/4	9-4		4,600	591,170	沖縄視察駐車場代7/20～21	①	
2023/9/4	9-5		16,632	574,538	adobe acropro	⑨	
2023/9/8	9-6		84,000	490,538	事務所家賃9月支払い分	⑨	
2023/9/11	9-7		2,407	488,131	携帯電話9月支払い分	⑨	
2023/9/20	9-8		91,000	397,131	事務員人件費9月支払い分	⑧	
2023/9/21	9-9		11,550	385,581	事務所駐車場代10月分	⑨	
2023/9/26	9-10		3,796	381,785	事務所ネット接続代8月分	⑨	
2023/9/29	9-11		4,400	377,385	読売新聞9月分	⑥	
月 計		0	246,112	-246,112			
累 計		1,350,000	972,615	377,385			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/10/2	10-1		2,991	374,394	事務所電気代9月分	⑨	
2023/10/2	10-2		3,980	370,414	沖縄視察高速代7/20～21	①	
2023/10/2	10-3		8,710	361,704	ガソリン代10月支払い分	①	
2023/10/10		810,000		1,171,704	政務活動費10.11.12月分受入		
2023/10/10	10-4		2,158	1,169,546	事務所水道使用料10月支払い分	⑨	
2023/10/10	10-5		84,000	1,085,546	事務所家賃10月支払い分	⑨	
2023/10/10	10-6		2,462	1,083,084	携帯電話10月支払い分	⑨	
2023/10/21	10-7		91,000	992,084	事務員人件費10月支払い分	⑧	
2023/10/23	10-8		11,550	980,534	事務所駐車場代11月分	⑨	
2023/10/25	10-9		4,774	975,760	事務所電話代10月支払い分	⑨	
2023/10/26	10-10		3,796	971,964	事務所ネット接続代9月分	⑨	
2023/10/28	10-11		4,400	967,564	読売新聞10月分	⑥	
2023/10/31	10-12		2,836	964,728	事務所電気代10月分	⑨	
月 計		810,000	222,657	587,343			
累 計		2,160,000	1,195,272	964,728			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/11/2	11-1		9,097	955,631	ガソリン代11月支払い分	①	
2023/11/10	11-2		84,000	871,631	事務所家賃11月支払い分	⑨	
2023/11/10	11-3		2,439	869,192	携帯電話11月支払い分	⑨	
2023/11/13	11-4		1,000	868,192	行政視察参加者負担金 富山県朝日町	①	
2023/11/13	11-5		2,000	866,192	あさひまちバス回数券 富山県朝日町	①	
2023/11/20	11-6		91,000	775,192	事務員人件費11月支払い分	⑧	
2023/11/20	11-7		11,550	763,642	事務所駐車場代12月分	⑨	
2023/11/27	11-8		3,796	759,846	事務所ネット接続代10月分	⑨	
月 計		0	204,882	-204,882			
累 計		2,160,000	1,400,154	759,846			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/12/1	12-1		2,854	756,992	事務所電気代11月分	⑨	
2023/12/2	12-2		4,400	752,592	読売新聞11月分	⑥	
2023/12/4	12-3		2,560	750,032	ガソリン代12月支払い分	①	
2023/12/9	12-4		84,000	666,032	事務所家賃12月支払い分	⑨	
2023/12/11	12-5		2,091	663,941	事務所水道使用料12月支払い分	⑨	
2023/12/11	12-6		2,432	661,509	携帯電話12月支払い分	⑨	
2023/12/20	12-7		11,550	649,959	事務所駐車場代1月分	⑨	
2023/12/20	12-8		91,000	558,959	事務員人件費12月支払い分	⑧	
2023/12/25	12-9		4,375	554,584	事務所電話代12月支払い分	⑨	
2023/12/25	12-10		4,400	550,184	読売新聞12月分	⑥	
2023/12/26	12-11		1,458	548,726	ゼロテープ代	⑨	
2023/12/26	12-12		1,386	547,340	プリンターインク代	⑨	
2023/12/26	12-13		3,796	543,544	事務所ネット接続代11月分	⑨	
2023/12/29	12-14		2,727	540,817	事務所電気代12月分	⑨	
月 計		0	219,029	-219,029			
累 計		2,160,000	1,619,183	540,817			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/1/4	1-1		5,432	535,385	ガソリン代1月支払い分	①	
2024/1/4	1-2		13,504	521,881	視察ガソリン代 富山県朝日町	①	
2024/1/4	1-3		16,720	505,161	視察高速代 富山県朝日町	①	
2024/1/6	1-4		7,459	497,702	郵送代84×111通	⑦	
2024/1/10		810,000		1,307,702	政務活動費1.2.3月分受入		
2024/1/10	1-5		84,000	1,223,702	事務所家賃1月支払い分	⑨	
2024/1/10	1-6		2,416	1,221,286	携帯電話1月支払い分	⑨	
2024/1/20	1-7		91,000	1,130,286	事務員人件費1月支払い分	⑧	
2024/1/23	1-8		11,550	1,118,736	事務所駐車場代2月分	⑨	
2024/1/24	1-9		78,320	1,040,416	市政報告印刷代	⑦	
2024/1/24	1-10		41,888	998,528	封筒代	⑦	
2024/1/24	1-11		3,000	995,528	「支え合い交通」の視察資料代	①	
2024/1/26	1-12		4,400	991,128	読売新聞1月分	⑥	
2024/1/26	1-13		3,796	987,332	事務所ネット接続代12月分	⑨	
月 計		810,000	363,485	446,515			
累 計		2,970,000	1,982,668	987,332			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/2/1	2-1		5,409	981,923	事務所電気代1月分	⑨	
2024/2/2	2-2		7,972	973,951	ガソリン代2月支払い分	①	
2024/2/2	2-3		238,440	735,511	メール便50×5961通	⑦	
2024/2/9	2-4		84,000	651,511	事務所家賃2月支払い分	⑨	
2024/2/13	2-5		2,091	649,420	事務所水道使用料2月支払い分	⑨	
2024/2/13	2-6		2,429	646,991	携帯電話2月支払い分	⑨	
2024/2/20	2-7		91,000	555,991	事務員人件費2月支払い分	⑧	
2024/2/20	2-8		11,550	544,441	事務所駐車場代3月分	⑨	
2024/2/26	2-9		3,796	540,645	事務所ネット接続代1月分	⑨	
2024/2/26	2-10		5,429	535,216	事務所電話代2月支払い分	⑨	
2024/2/27	2-11		4,400	530,816	読売新聞2月分	⑥	
月 計		0	456,516	-456,516			
累 計		2,970,000	2,439,184	530,816			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2024/3/4	3-1		5,724	525,092	ガソリン代3月支払い分	①	
2024/3/4	3-2		3,831	521,261	事務所電気代2月分	⑨	
2024/3/4	3-3		6,045	515,216	視察高速代 飛騨高山 同乗3名	①	
2024/3/4	3-4		2,320	512,896	視察ガソリン代 飛騨高山 同乗3名	①	
2024/3/4	3-5		9,810	503,086	視察宿泊代 飛騨高山	①	
2024/3/4	3-6		1,500	501,586	視察駐車場代 飛騨高山	①	
2024/3/4	3-7		1,960	499,626	視察ガソリン代 京丹後市 同乗3名	①	
2024/3/9	3-8		84,000	415,626	事務所家賃3月支払い分	⑧	
2024/3/11	3-9		2,419	413,207	携帯電話3月支払い分	⑨	
2024/3/11	3-10		13,794	399,413	視察宿泊代 京丹後市	①	
2024/3/19	3-11		91,000	308,413	事務員人件費3月支払い分	⑧	
2024/3/19	3-12		11,550	296,863	事務所駐車場代4月分	⑨	
2024/3/26	3-13		3,796	293,067	事務所ネット接続代2月分	⑨	
2024/3/28	3-14		4,400	288,667	読売新聞3月分	⑥	
2024/3/29	3-15		61,460	227,207	ノートPC	⑨	
2024/3/30	3-16		38,500	188,707	事務所テーブル・イス	⑨	
2024/3/31	3-17		6,986	181,721	PCモニター	⑨	
2024/3/31	3-18		11,618	170,103	ハードディスクライター、メモリ代	⑨	
2024/3/31	3-19		20,986	149,117	シュレッダー	⑨	
月 計		0	381,699	-381,699			
累 計		2,970,000	2,620,883	149,117			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住 所	〒 堺市		
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年 5月 1日 ~ 令和6年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	27.5 時間 / 週 (1日 5.5 時間× 5日 / 週)		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	130,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	70 %	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.25 時間 (週勤務時間数) 27.5 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☒ 生計を一にしない親族 ☐ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	平日のみ勤務（桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤）を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動（地域住民との会合、毎月3時間程度、後援会帳簿整理週1時間程度）と8時間以上行っていない状況に照らして念のため70%の按分にて算定 また月間の労働時間が、時給換算して大阪府の最低賃金を下回るような事のないように休日にて調整する事とする。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現 住 所	大阪府堺市 ■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 5 年 5 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	
就業場所	堺市南区桃山台 3-1-2	
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等	
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 30 分から 午後 5 時 00 分まで (正午から午後 1 時までの 1 時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。	
休 日	日曜日、月曜日、祝日 但し業務の都合上就業日を変更する場合がある。	
給与 (賃金)	月額 130,000 円	
給与支払	月末締翌月 20 日支払い	
給与振込先	三井住友銀行 ■■■■■■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和 5 年 5 月 / 日 雇用者 被雇用者 三宅達也  ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		

出勤簿 (2023 年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金	11:00	17:30	05:30		
6	土	10:30	17:00	05:30		
7	日					
8	月					
9	火	10:30	17:00	05:30		
10	水	10:30	17:00	05:30		
11	木	10:30	17:00	05:30		
12	金	10:30	17:00	05:30		
13	土	11:30	18:00	05:30		
14	日					
15	月					
16	火	10:30	17:00	05:30		
17	水	10:30	17:00	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土	11:00	17:30	05:30		
21	日					
22	月					
23	火	10:30	17:00	05:30		
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	10:30	17:00	05:30		
27	土	11:00	17:30	05:30		
28	日					
29	月					
30	火	10:30	17:00	05:30		
31	水	10:30	17:00	05:30		
合 計				104:30	0:00	
出勤日数				19日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:30	17:00	05:30		
2	金	10:30	17:00	05:30		
3	土	10:30	17:00	05:30		
4	日					
5	月					
6	火	11:00	17:30	05:30		
7	水	10:30	17:00	05:30		
8	木	10:30	17:00	05:30		
9	金	10:30	17:00	05:30		
10	土	11:00	17:30	05:30		
11	日					
12	月					
13	火	11:30	18:00	05:30		
14	水	11:30	18:00	05:30		
15	木	11:00	17:30	05:30		
16	金	11:00	17:30	05:30		
17	土	10:30	17:00	05:30		
18	日					
19	月					
20	火	11:30	18:00	05:30		
21	水	10:30	17:00	05:30		
22	木	10:30	17:00	05:30		
23	金	10:30	17:00	05:30		
24	土	10:30	17:00	05:30		
25	日					
26	月					
27	火	13:30	17:00	02:30		
28	水	10:30	17:00	05:30		
29	木	10:30	17:00	05:30		
30	金	10:30	17:00	05:30		
合 計				118:00	0:00	
出勤日数				22	日	



出 勤 簿 (2023 年 7 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土	10:30	17:00	05:30		
2	日					
3	月					
4	火	11:00	17:30	05:30		
5	水	11:00	17:30	05:30		
6	木	11:00	17:30	05:30		
7	金	11:00	17:30	05:30		
8	土	10:30	17:00	05:30		
9	日					
10	月					
11	火	10:30	17:00	05:30		
12	水	10:30	17:00	05:30		
13	木	10:30	17:00	05:30		
14	金	10:30	17:00	05:30		
15	土	10:30	17:00	05:30		
16	日					
17	月					
18	火					
19	水	11:30	18:00	05:30		
20	木	10:30	17:00	05:30		
21	金	10:30	17:00	05:30		
22	土	10:30	17:00	05:30		
23	日					
24	月					
25	火	10:30	17:00	05:30		
26	水	10:30	17:00	05:30		
27	木	10:30	17:00	05:30		
28	金	10:30	17:00	05:30		
29	土	10:30	17:00	05:30		
30	日					
31	月					
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		



出 勤 簿 (2023 年 8 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火					
2	水	11:30	18:00	05:30		
3	木	10:30	17:00	05:30		
4	金	10:30	17:00	05:30		
5	土	10:30	17:00	05:30		
6	日					
7	月					
8	火	10:30	17:00	05:30		
9	水	10:30	17:00	05:30		
10	木	10:30	17:00	05:30		
11	金					
12	土	11:00	17:30	05:30		
13	日					
14	月					
15	火					
16	水	10:30	17:00	05:30		
17	木	10:30	17:00	05:30		
18	金	10:30	17:00	05:30		
19	土	10:30	17:00	05:30		
20	日					
21	月					
22	火	10:30	17:00	05:30		
23	水	10:30	17:00	05:30		
24	木	10:30	17:00	05:30		
25	金	10:30	17:00	05:30		
26	土					
27	日					
28	月	10:30	17:00	05:30		
29	火	10:30	17:00	05:30		
30	水	10:30	17:00	05:30		
31	木	10:30	17:00	05:30		
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	10:30	17:00	05:30		
2	土	10:30	17:00	05:30		
3	日					
4	月					
5	火	11:00	17:30	05:30		
6	水	10:30	17:00	05:30		
7	木	10:30	17:00	05:30		
8	金	10:30	17:00	05:30		
9	土	10:30	17:00	05:30		
10	日					
11	月					
12	火	11:30	18:00	05:30		
13	水	11:30	18:00	05:30		
14	木	10:30	17:00	05:30		
15	金	10:30	17:00	05:30		
16	土	10:30	17:00	05:30		
17	日					
18	月					
19	火					
20	水	10:30	17:00	05:30		
21	木	10:30	17:00	05:30		
22	金	11:00	17:30	05:30		
23	土					
24	日					
25	月					
26	火	11:00	17:30	05:30		
27	水	11:00	17:30	05:30		
28	木	10:30	17:00	05:30		
29	金	10:30	17:00	05:30		
30	土	10:30	17:00	05:30		
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20	日	

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	11:30	18:00	05:30		
4	水	11:30	18:00	05:30		
5	木	10:30	17:00	05:30		
6	金	10:30	17:00	05:30		
7	土	11:00	17:30	05:30		
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	10:30	17:00	05:30		
12	木	10:30	17:00	05:30		
13	金	10:30	17:00	05:30		
14	土	10:30	17:00	05:30		
15	日					
16	月					
17	火	11:00	17:30	05:30		
18	水	10:30	17:00	05:30		
19	木	10:30	17:00	05:30		
20	金	10:30	17:00	05:30		
21	土	10:30	17:00	05:30		
22	日					
23	月					
24	火	11:00	17:30	05:30		
25	水	10:30	17:00	05:30		
26	木	10:30	17:00	05:30		
27	金	10:30	17:00	05:30		
28	土	11:30	18:00	05:30		
29	日					
30	月					
31	火	11:30	18:00	05:30		
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	11:00	17:30	05:30		
2	木	10:30	17:00	05:30		
3	金	11:00	17:30	05:30		
4	土	11:30	18:00	05:30		
5	日					
6	月	10:30	17:00	05:30		
7	火					
8	水					
9	木	11:00	17:30	05:30		
10	金	11:00	17:30	05:30		
11	土	11:00	17:30	05:30		
12	日					
13	月					
14	火	10:30	17:00	05:30		
15	水	10:30	17:00	05:30		
16	木	10:30	17:00	05:30		
17	金	10:30	17:00	05:30		
18	土	10:30	17:00	05:30		
19	日					
20	月	10:30	17:00	05:30		
21	火					
22	水	10:30	17:00	05:30		
23	木					
24	金	10:30	17:00	05:30		
25	土	10:30	17:00	05:30		
26	日					
27	月					
28	火	11:00	17:30	05:30		
29	水	11:00	17:30	05:30		
30	木	11:00	17:30	05:30		
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20	日	



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	11:00	17:30	05:30		
2	土	11:30	18:00	05:30		
3	日					
4	月					
5	火	10:30	17:00	05:30		
6	水	10:30	17:00	05:30		
7	木	10:30	17:00	05:30		
8	金	10:30	17:00	05:30		
9	土	10:30	17:00	05:30		
10	日					
11	月					
12	火	11:00	17:30	05:30		
13	水	11:00	17:30	05:30		
14	木	11:00	17:30	05:30		
15	金	11:00	17:30	05:30		
16	土	11:30	18:00	05:30		
17	日					
18	月					
19	火	11:00	17:30	05:30		
20	水	11:00	17:30	05:30		
21	木	11:00	17:30	05:30		
22	金	11:00	17:30	05:30		
23	土	11:00	17:30	05:30		
24	日					
25	月					
26	火	10:30	17:00	05:30		
27	水	11:00	17:30	05:30		
28	木	11:00	17:30	05:30		
29	金	11:00	17:30	05:30		
30	土					
31	日					
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21 日		



出勤簿 (2024 年 1 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木	11:30	18:00	05:30		
5	金	11:00	17:30	05:30		
6	土	11:00	17:30	05:30		
7	日					
8	月					
9	火					
10	水	10:30	17:00	05:30		
11	木	11:00	17:30	05:30		
12	金	11:00	17:30	05:30		
13	土	11:30	18:00	05:30		
14	日					
15	月					
16	火	10:30	17:00	05:30		
17	水	11:00	17:30	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土	11:00	17:30	05:30		
21	日					
22	月					
23	火	10:30	17:00	05:30		
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	11:00	17:30	05:30		
27	土	11:30	18:00	05:30		
28	日					
29	月					
30	火	11:00	17:30	05:30		
31	水	11:00	17:30	05:30		
合 計				104:30	0:00	
出勤日数				19 日		



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	11:00	17:30	05:30		
2	金	11:00	17:30	05:30		
3	土	11:30	18:00	05:30		
4	日					
5	月					
6	火	10:30	17:00	05:30		
7	水	11:00	17:30	05:30		
8	木	11:00	17:30	05:30		
9	金	11:00	17:30	05:30		
10	土	11:30	18:00	05:30		
11	日					
12	月					
13	火					
14	水	11:00	17:30	05:30		
15	木	11:00	17:30	05:30		
16	金	11:00	17:30	05:30		
17	土	11:30	18:00	05:30		
18	日					
19	月					
20	火	10:30	17:00	05:30		
21	水	11:00	17:30	05:30		
22	木	11:00	17:30	05:30		
23	金					
24	土	11:30	18:00	05:30		
25	日					
26	月					
27	火	11:00	17:30	05:30		
28	水	11:00	17:30	05:30		
29	木	11:00	17:30	05:30		
合 計				104:30	0:00	
出勤日数				19日		



事務所（使用）状況報告書

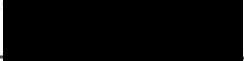
会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

管理責任者 (議員名)	三宅 達也		
事務所名	みやけ達也市政事務所		
所在地	〒590-0141 堺市南区桃山台3丁1-2 TEL 072 (299) 0777		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ）		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
	☐ 会社等（関係団体）		
延べ面積	40.0 m ²	賃借料	月額 120,000 円 （政務活動費充当額 84,000 円）
政務活動事務所 として使用する 割合	70 %	（次のいずれかの説明方法を選択） ☒ 使用面積による 使用面積 28 m ² /延べ面積（m ² ） ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 70% ☒ 水道代・・・ 70% ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 70% ☒ その他（ネット回線、ネット電話）・・・ 70%	
	駐車場 賃借料	70 %	月額 16,500 円 （政務活動費充当額 11,550 円）
		【所在地】 同上	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用建物貸借契約書

平成23年10月5日

貸主：  様

借主： 三宅 達也 様

株式会社 西上建設

事業用建物賃貸借契約書

(物件の表示)

名 称	桃山台店舗一部		
所 在 地	大阪府堺市南区桃山台3丁1番2号		
種 類	☒ 店舗・ ☐ 事務所・ ☐ 工場・ ☐ 倉庫・ ☐ その他 ()		
構 造	☐ 木造・ ☐ 鉄骨造・ ☒ 鉄筋コンクリート造・ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
屋 根	☐ 瓦葺・ ☒ 陸屋根・ ☐ カラーベスト葺・ ☐ 鋼板葺・ ☐ その他 ()		
契約対象 面 積 ☐ 壁芯 ☐ 内法	建物1階部分	40.00㎡	備考 1階 82.71㎡の一部 <u>40.00㎡</u>
	建物2階部分	㎡	
		㎡	
	合 計	40.00㎡	
所有名義人	堺市		
備 考			

貸主(甲) [REDACTED] と、借主(乙) 三宅達也 は今般、下記条項を承諾のうえ、上記物件に関する事業用建物賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

- 乙は、本物件を 堺市政相談所 としての業務のために使用し、甲の書面による承諾のない限り、他の用途に使用してはならない。
- 乙は本物件の全部又は一部を、他の者へ譲渡・転貸及び使用させてはならない。

第2条（賃貸借期間）

賃貸借期間は平成23年11月1日より平成26年10月31日迄の3年間とする。

契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。ただし、退去の際は日割りの清算は行わないものとする。

第3条（賃料・消費税等）

1. 賃料・消費税等は下記の通りと定め、支払うものとする。

賃料	賃料 H.24.11月より	支払い時期・方法
月額 100,000 円 内消費税等相当額 4,762円	月額 117,000 円 内消費税等相当額 5,572円	毎月10日までに当月分を ☐ 持参 ☒ 振込 ☐

2. 支払方法

支払期日 支払方法	【●】	上記の賃料等は、毎月10日までに当月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。	
	【 】		
	【●】銀行振込 ・ 【 】自動引落 ・ 【 】甲へ持参 ・ 【 】その他()		
振込先	三井住友銀行		預金種目
	泉北とが支店		【●】普通 ・ 【 】当座
	フリガナ		口座番号
	受取人名義		

3 商店会費・駐車場の支払い

商店会費・駐車場代は 別途、桃山台商店会と契約締結とする。

第4条（賃料の更改）

賃料は、甲・乙協議のうえ改定するものとする。但し、この改定が、土地・建物に対する租税公課・消費税の増減、物価の変動、又は近隣の賃料に比較して不相当になった場合は、これ等の事情を勘案して、当事者間にて、その増減額を決めるものとする。

第5条（礼金）

本契約の礼金として、乙は甲に金 円也 (内消費税等相当額 円)を支払うものとする。この礼金は、返還されないことを乙は承諾した。

第6条（契約の更新）

甲乙は標記契約期間満了の 1 ヶ月前迄に、任期満了日及び選挙を考慮し、改めて契約更新を行う。但し、乙の任期満了の日まで本契約は賃貸借期間を延長することができる。

第7条（解約の申し入れ）

当事者間の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は3ヶ月前迄に書面にて通告することを要するものとし、この場合、本契約は、通告の期間満了と同時に、終了するものとする。

第8条（諸費用の負担）

電気・水道・電話・商店会費・駐車場等は乙の負担とする。

第9条（連帯保証人）

連帯保証人（丙）XXXXXXXXXXは、乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

第10条（乙の代表者変更の場合）

乙の代表者（法人等への名称の変更、法律上又は事実上本物件を使用し、支配する責任者を含む）が変更した場合は、乙は、直ちにその旨を書面にして甲に届出なければならない。

第11条（立ち入り）

甲は、本物件の維持・修繕あるいは管理・保安上必要がある場合は、これに立ち入る事が出来るものとする。

この場合、原則として、事前に乙へ連絡するものとするが、火災等の緊急の場合は、この限りでない。

第12条（無断造作等の禁止）

1. 乙は、甲の承諾なくして本物件へ、原状を変更する設備・改造・造作・撤去等の行為をしてはならない。乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の承諾を得るものとする。

2. 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去の時は、乙は原状回復し明け渡さなければならない。

第13条（修理等）

1. 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、出入口、窓、給排水設備・電気・照明設備等付属設備の修理は、乙の負担において行なうものとする。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならないものとする。
3. 乙は、本物件及び諸造作設備の自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第 14 条（賃借人の管理義務）

乙及びその関係者は本物件の使用に際し、本契約条項及び甲の注意を守り、善良なる管理者の注意をもって、その保管の責に任ずるものとする。

第 15 条（損害賠償）

1. 乙の賃貸期間中は、乙及びその関係者、又は第三者にあっても、本物件に破損、滅失、その他の損害を与えた場合は、乙は直ちにその旨を甲に連絡し、甲の蒙った損害を賠償しなければならない。
2. 本物件の賃貸借に関連して、他の賃借人へ損害を与えた場合は、当事者間において善処するものとする。
3. 天災及び人災の如何を問わず、直接甲の責に帰することの出来ない理由により、乙が受けた損害については、甲は賠償の責を負わぬものとする。

第 16 条（禁止事項）

乙は、本物件にて下記の行為をしてはならない。

- (1) 近隣に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 甲の許可を得ないで本物件外部へ看板の設置又はこれに類似した掲示をすること。
- (3) 甲の許可を得ないで、動物及びペット類を飼育すること。
- (4) 甲の許可を得ないで、本物件へ汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火のおそれのある物、その他 他人へ迷惑や、構造物へ危険を及ぼす物を持ち込んだり、製造、保管すること。
- (5) 違法行為及び公序良俗に反する一切の行為

第 17 条（契約の消滅）

次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になっ

たとき。

- (2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第18条（契約解除）

甲は、乙が次の各号の一つでも該当したときは、何ら催告をしないで本契約を解除することが出来、乙は無条件にて本物件を明渡すものとする。

万一、乙がこれに従わない場合は、甲は、勝手に本物件の使用不能処理をとるとともに、本物件内の乙の設備、造作、その他一切の物品を自由に処分出来るものとし、このことに関して乙は一切異議を申し立てず、いかなる損害の請求をも放棄するものとする。又それらの処分に要した費用は乙の負担とする。

- (1) 賃料を2ヶ月以上支払わなかった場合または5回以上滞納したとき
- (2) 本契約1条・12条・14条・16条・18条に違反したとき。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理、会社更生手続開始の申立てを受け、又は、申立てをなしたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受けたとき

第19条（明渡し）

1. 本物件の明渡しに際しては、乙は本物件に加えた、造作、設備等を撤去し、賃貸借契約成立当時の原状に復するものとする。また美装クリーニングを乙の費用で行うものとする。但し、甲の許可ある場合は、無償で留置してもよいものとする。
乙はその代価を甲に求めてはならない。
2. 乙は、その明渡し期日までに原状回復工事を行い甲の承諾を得なければならない。
3. 明渡しに際して、乙は、甲に契約書及び鍵全部を返還するとともに、公共料金の領収書を提示しなければならない。
4. 賃貸借契約が終了したにもかかわらず、乙が明渡しを完了しない場合は、乙は明渡し完了の日迄賃料等の倍額を甲に支払うものとし、甲が別途損害を蒙った時は、その損害をも賠償しなければならない。

第20条（規定外事項）

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各々信義を重んじ、良識を以って協議のうえ解決するものとする。

第21条（本契約に関する紛争）

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じたときは、物件所在地の裁判所を管轄裁判所とすることを、甲と乙は予め合意するものとする。

特約事項

1. 本物件に対して損害賠償責任保険を付保し、万一火災等により本物件が滅失、毀損した場合は、この保険給付金にて補填するものとする。
2. 乙が、本件物件に看板を設置する場合は、甲に対し、事前に書面を以ってその内容を通知し、甲の承諾を得なければならない。
3. 本物件の近隣よりクレーム等が発生した場合は、乙は誠意をもって対応し、甲に一切の迷惑をかけないものとする。
4. 甲は、お客様駐車場で生じた乙のお客様・従業員等の自動車の衝突、人身事故、盗難・天災等による事故被害に対して、その責任を負わないものとする。
5. お客様駐車場に 従業員・スタッフ等の駐車を禁止するものとする。
6. 堺市政相談所として使用するものとし、選挙事務所として使用してはならない。
7. 消費税率改訂の場合は、その改訂年月より消費税額は変更されるものとする。

本契約の証として、本書式通を作成し、各自署名捺印して各々壱通保有する。

平成23年10月5日

貸主
(甲) 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]

借主
(乙) 住所 堺市 [redacted]
氏名 三見達也
電話 072-299-0777

連帯保証人
(丙) 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]

仲介者 免許番号 大阪府知事(2)第51403号
名称 株式会社 西上建設
代表者氏名 代表取締役 西上孔雄
所在地 堺市南区檜尾471番地1
電話 072-297-0725
取引主任者 西上 孔雄
登録番号 (大阪)第095565号

仲介者 免許番号 大阪府知事(1)第53840号
名称 株式会社 ニシケンホームセンター
代表者氏名 代表取締役 西上治之
所在地 堺市南区桃山台2丁3番4号
電話 072-298-2340
取引主任者 西上 未友紀
登録番号 (大阪)第093991号

変更契約書

貸主（甲）と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
2. 本契約の効力は、平成26年4月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月28日

貸主（甲）

住 所
氏 名
電 話

堺市

借主（乙）

住 所
氏 名
電 話

堺市

三宅達也

072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）[REDACTED]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第2条、賃貸借期間を平成26年11月1日より平成27年4月30日迄の6ヶ月とする。
2. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
3. 特約事項6項を抹消する。
4. 本契約の効力は、平成26年11月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月30日

貸主（甲）

住所
氏名
電話番号

堺市 [REDACTED]

借主（乙）

住所
氏名
電話番号

堺市

三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）[redacted]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第2条、賃貸借期間を平成27年5月1日より平成31年4月30日迄の4年とする。
2. 本契約の効力は、平成27年5月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月30日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

[redacted]
[redacted]
[redacted]

借主（乙）

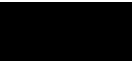
住所
氏名
電話

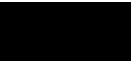
[redacted]

三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第9条、連帯保証人（丙）をに変更する。連帯保証人（丙）は乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

4. 本契約の効力は令和2年9月11日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月11日

貸主（甲）

住所

堺市

氏名

電話

借主（乙）

住所

堺市

氏名

三宅達也

電話

連帯保証人（丙）

住所

堺市

氏名

電話

変更契約書

貸主(甲) [REDACTED] と借主(乙)三宅達也は、平成 23 年 10 月 5 日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第 2 条、賃貸借期間を令和 5 年 5 月 1 日より令和 9 年 4 月 30 日迄の 4 年とする。
2. 本契約の効力は、令和 5 年 5 月 1 日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 30 日

貸主(甲)

住所

堺市 [REDACTED]

氏名

[REDACTED]

[REDACTED]

電話

[REDACTED]

借主(乙)

住所

堺市 [REDACTED]

氏名

三宅 達也

電話

072-299-0777



駐車場賃貸借契約書

区画番号:



桃山台31駐車場

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

所 在 地:堺市南区桃山台三丁1番31号

名 称 : 桃山台31駐車場

区画番号: _____

上記物件（以下本物件という）について貸主と借主とは
下記条項により、駐車場賃貸借契約を締結した

- 第1条 借主は善良なる管理者の注意をもって本駐車場を下記車両の駐車場として使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
また、貸主は無断で契約車両以外を駐車してはならない。
なお、貸主及び管理会社は借主に対し管理上必要な場合において駐車位置を変更する事ができるものとし、借主はこれを承諾するものとする。

本駐車場の使用期間	令和 4 年 4 月 1 日から
	令和 5 年 3 月 31 日まで
車 両 車 種 形 式	
車 両 登 録 番 号	

- 第2条 賃貸借の期間は上記の1年間とする。 期間満了の際、双方1ヶ月前の更新の拒絶がなければ、この契約期間はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

- 借主は本契約において、借地法・借家法の適用がないことを承認し、期間満了の際の更新の拒絶には、何らの正当理由も要しないことを、貸主、借主は相互に認識する。
- この契約期間中に於いても、付近の環境の変化及び貸主の都合により貸主より駐車場の明渡し要求があれば、1ヶ月以内に立退くこととする

第3条 賃料は月額 <<金15,000円と消費税>>也とし、毎月末日までに翌月分を貸主の指定する下記振込先に振込手数料を借主負担で支払うこととする。

指定する振込先： りそな銀行 泉北とが 支店

口座番号： 普通： [REDACTED]

口座名義： 日生ハウジング(株) 代表取締役 三好 明

2. 貸主及び管理会社は、賃料の受領による領収証を借主には発行しないものとする。
3. 消費税等の税率が変動した場合は、賃料の消費税等も変動するものとする。
なお、消費税を加算した後の合計使用料に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第4条 貸主は、借主が賃料等の支払を怠ったときは、年14.6%の割合で計算した損害金を請求できるものとし、請求にかかる費用は借主の負担とする。

第5条 借主は本契約にかかる債務を担保するため、契約と同時に [REDACTED] を保証金として貸主に支払い、貸主はこれを受領した。
保証金は無利息とし、この契約書を預かり証とする。

2. 借主に賃料の延滞その他の債務が生じたときは、貸主は催告無しに本保証金をこれに充当することができる。尚、これにより保証金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。
3. 本契約終了後、借主が貸主に対し、本駐車場の明渡しを完了した場合、貸主は借主に保証金を返還する。
但し、前項2の不足額及び第9条の費用及び第11条による損害賠償がある場合は、これを差し引いて返還するものとする。
但し、3ヶ月未満の解約に有っては保証金の全額を引金として申受けるものとします。尚、上記返還方法は振込又は現金によるものとし、振込の場合振込手数料は借主の負担とする。 借主に対する敷金の返還期日は、明渡し精算金確定後1ヵ月以内に行うものとする。

第6条 公租公課、物価の変動又は近隣の状況に応じ貸主は賃料を変更することができるものとし、借主は異議なくこれに応じるものとする。

- 第7条 借主は本駐車場施設を常に清潔に使用するものとし、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込、その他自動車の洗浄及び、近隣への迷惑行為を一切してはならない。
- 第8条 本契約の締結によって生じた借主の駐車場使用、その他の権利は一切他人へ譲渡できない。
- 第9条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、借主は遅滞なく契約車両を引取ること。借主が契約車両の引取りを拒み、又は、引取らない場合は、貸主側で適切に処理することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
- 第10条 駐車場で天災地変・火災・盗難その他貸主の責に帰することが出来ない事由により借主が被った損害については、貸主は何等責任を負わないものとする。また、借主の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の車両等が無断もしくは駐車違反した為、借主の使用が妨げられた場合においても貸主及び管理会社は借主に対し何ら補償、損害賠償等の義務を負担しないものとする。
- 第11条 借主又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由により、駐車場又はその施設や駐車場の他の車に損害を与えたときは借主は速やかにその損害を賠償しなければならない。
この場合貸主は一切の責任を負わない。
- 第12条 借主が下記①から⑤の項目に該当したときは、貸主は催告なしに本契約を解除することができ、借主は直ちに本駐車場の明渡しをしなければならない。
- ① 賃料の支払いを滞納したときは、保証金の有無にかかわらず本契約は、当然に解除されるものとし、借主は即刻にこの物件を明渡さなければならない。
 - ② 本契約に際し提出した申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって契約締結に至ったと判明したとき。
 - ③ 仮差押・仮処分・強制執行・破産・解散・和議・会社整理・収監がなされたとき。
 - ④ 借主又はその代理人・使用者・運転者等が、暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であることが判明したとき。

⑤ 本契約書記載の条項の何れかに違反した場合。

尚、借主は契約期間中といえども、止むを得ず本契約を解除する必要がある場合、1ヶ月以前に申し出て、解約に必要な書類を貸主に必ず提出すること。

【提出する書類】（車庫証明を要している方のみ保管場所変更の手続き）

◎転出先の保管場所証明又は、受入れ先の使用承諾書の写し

◎廃車した場合は車検証の写し（抹消）

但し、借主の都合により契約を解除する場合は、賃料の前納金の返金はしないこととする。

第13条 借主は契約期間中、駐車場施設を利用しなかった場合においても、前払いした使用料を返還請求することは出来ない。

第14条 駐車施設の補修、改善の為、借主が駐車施設を一時使用出来ない場合においても、借主は貸主に前払い使用料の返還を請求出来ない。
但し、その期間が1週間を越える場合には、貸主・借主の協議の上、決定するものとする。

第15条 借主は、第1条記載の車両を変更しようとする時は、予め書面をもって貸主に申し出て、その承認を得なければならない。
その後、改めて車両入れ替えの為、車庫証明を得なければならない。
車庫証明取得のための保管場所使用承諾証明書発行手数料は1回につき<<金7,500円と消費税>>とし、借主は貸主へ支払うものとする。
なお、消費税を加算した後の合計金額に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第16条 契約の際の入庫時は日割計算とするも、解約出庫時は日割計算をしないものとする。

第17条 借主は、貸主が本駐車場賃貸借契約の貸主の地位を第三者に承継させることを異議無く承諾する。

第18条 本駐車場の賃貸借に関する紛争の第一審管轄は、貸主の所在地を管轄する地方裁判所と合意する。

第19条 借主が死亡し、同居家族が引き続き表記駐車場を賃借する場合は、新たに賃借人を定め、新たな契約を締結するものとする。

2. 借主において、法人組織の変更、法人契約を個人契約、または個人契約を法人契約に切り替えるときは、新たな契約を締結するものとする。

第20条 本契約書に定めのない事項については法令慣習等に従い、貸主借主協議の上誠意をもって対応するものとする。

- 《特約》 1. 本駐車場は貸主と日生ハウジング㈱との間で管理契約を締結しており賃料支払い及びその他の処理・通知事項は日生ハウジング㈱が窓口となります。
2. 車庫使用承諾書発行に関しては、車両制限等がありますので、事前に日生ハウジング㈱に確認を要するものとします。
3. 賃料の支払に銀行口座からの自動引き落としを選択する場合、引き落とし手数料として月額150円が発生します。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、貸主・借主各1通を保有する。

令和4年4月1日

貸主 氏名 桃山台31駐車場管理組合



借主 住所

堺市

氏名

三見 達也



Tel

072-299-0777

仲介・管理業者 住所 堺市南区竹城台1丁1番2号

商号 日生ハウジング 株式会社

代表者 代表取締役 三好 明



Tel

072-293-9900

誓 約 書

貸主（甲）桃山台 3 1 駐車場管理組合 様

私、三宅 達也 は、本契約を締結するにあたり、甲に対し、予め以下について誓約致します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結しようとするものではないこと。
4. 自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。
 - ① 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
5. 本物件を暴力団事務所（暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ）として使用しないこと及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと。
6. 本契約を締結した後において、前各項の何れかに違反することが判明したときは、次の各号について何ら異議を述べないこと。
 - ① 甲が本契約について解除その他一切の措置をとること。
 - ② 前号の措置について甲及び仲介業者に対し如何なる請求もしないこと。

以上、誓約致します。

令和 4 年 4 月 / 日

住所 堺市 [REDACTED]

氏名 三宅 達也 [REDACTED]

出張報告書

令和5年10月1日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 本市の実証実験で行われている自動運転技術について全国で先駆けて実施されている産業総合研究所での実証実験を通じ、現在まで2か所（石川県輪島市、福井県永平寺町）の視察を行った。今回は泉北でも事業体として行っているコンソーシアムによる官民連携での令和3年から国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助を活用した事業で実際に自動運転車両に乗車し、その後の実装やそれぞれの市町村での課題聴取や活用について視察を行った。

また本市と同じく音楽ホールの貸し出しを行っている沖縄市の「音市場」と市史編纂事業の一環とした「戦後資料展示館ヒストリート」について施設見学と活用については本市類似施設への新たな提案に向け現地視察を行った。

2. 期間 令和5年7月20日（木）～7月21（金）

3. 日程等

月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
7月20日（木）	13時～14時	北谷町議会 全体協議会室
月 日（ ）	14時～15時半	美浜地区 美浜シャトルカート乗車
7月21日（金）	10時～11時	沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリート
月 日（ ）	11時～13時半	中の町A地区第一種市街地再開発地 及びミュージックタウン音市場

4. 面談者

北谷町 議会事務局 議事課長 [redacted] ([redacted])
議事課 議事係長 [redacted] ([redacted])
北谷町 総務部企画財政課企画調整係長 [redacted] ([redacted])
企画調整係 [redacted] ([redacted])
建設経済部 都市計画課 課長 [redacted] ([redacted])
区画整理係長 [redacted] ([redacted])
チャタモビ合同会社 代表・職務執行者 [redacted] ([redacted])

沖縄市 議会事務局議事課 課長補佐兼調査係長 [redacted] ([redacted])
主事 [redacted] ([redacted])
沖縄市役所 総務部総務課 市史編集担当
沖縄国際大学 総合文化学部 非常勤講師 [redacted] ([redacted])

沖縄市役所 経済文化部 文化芸能課 音楽芸能係 係長 [redacted] ([redacted])
主任主事 [redacted] ([redacted])
ミュージックタウン音市場 館長 [redacted] ([redacted])

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

○北谷町自動走行への取り組みについて

役場を訪れて自動運転技術導入取り組みの以前に社会受容性をより理解を深めるために戦後のまちのありようについて細かいご説明をいただいた。北谷町は米軍の施設や基地が街の3分の2以上を占め①戦後の帰村、②基地返還、③土地区画整理事業、④公有水面埋立事業がまちづくりのありようのすべてと言ってもよく基地返還による西海岸の埋立事業による観光産業や市民の公園整備事業による北谷運動公園 20.8 ㌦、アメリカンビレッジ 22.7 ㌦、フィッシャリーナ地区 14.5 ㌦が基地返還あわせて開発が行われた。戦前から町は農業や漁業が主要産業ではなく現在も軍関係の産業や観光によるところが主要である、そうした理由で西海岸のそれぞれの移動を結ぶ移動手段が課題でこの間の移動手段を自動運転による連絡と回遊をすすめる手段を模索していた。

地方公共交通維持は北谷町だけでなく全国でも課題で自治体の持ち出し、運転手の高齢化、他産業での人材の取合い、新規のなり手不足による自動運転技術への期待は国、国土交通省の進めるコンパクトシティプラスネットワーク、ICT 活用で現実的に可能な段階に入っている。これらが体系的に北谷町では位置づけられて西海岸サンセットビューライン構想、都市計画マスタープランの令和5年3月改定、地域公共計画の令和5年3月策定によって地域内モビリティと観光 MaaS 導入が目的でも前述している地域公共交通確保維持事業費補助金、補助率100%約1980万円を活用して車両導入、ルート整備が進んでいる。

実際に乗車してみて電磁誘導方式は一般道で導入するには駐車、停車車両を避けながら課題が多く駐車車両や私自身が長らく導入を要望している一般車道ではなく町が所有している市有地、アメリカンビレッジ、北谷運動公園、サンセットビーチ、アラハビーチを結ぶルートであり、多くの観光客は美浜公共駐車場に無料で駐車して域内をこの自動運転カートで移動する手段が好評でアメリカンビレッジでショッピング、ビーチでアクティビティー等を連絡し無料で運用している。

また民間委託によるチャタモビ合同会社は MaaS 事業として有料でプレート付きの車両を5台運用し、4台の車両をカーシェアレンタルを行いながら有料のラストマイルの活用を企業広告をつけたスモールモビリティがさっそうと走行し、街の風景に溶け込むカラフルな擬装で親しまれていた。実証の事業としてグリーンスローモビリティ (GSM) としては大型観光バスに比べると安価な電動カートでCO₂削減の環境保護、交通渋滞の緩和、ドライバーの飲酒運転に対する対策等一定の成功をしており、コースや目的地の充実による利用者増、広告収入以外の安定した収入の確保が期待される。

たびたびわたくし自身が提案主張している、泉北ニュータウンの緑道を活用した地域交通として観光収入があるとはいえ市有地において実際に運用している GSM として十分に本市でも活用できると実感した事業であり今後の路線バスの縮小対策や高齢化著しいニュータウンのラストワンマイル対策の活路になる。

遠隔監視による無人運行も再掲するが緑道というたぐいまれな、いわゆる車両が通行しない道路を活用することで安全性はさらに高めることができる。

福井県永平寺町のいわゆる一般車両が通行しない専用道路道路もそうであったように両市が

GSM が官民連携で活用しているように再度、泉北緑道での実証実験を提案し、現在実証実験中のオンデマンドバスと合わせて活用することで公共交通の充実につなげる提案を行ってきたい。

○沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリートについて

この展示館に伺うきっかけになったのは戦後間もなくの生活について生の状態の記録として展示されていることから沖縄市の米軍の基地との距離を置くことなく記録としての展示に徹しているということで沖縄市の戦後がうかがえることで視察を行った。子供のころまだ存在したような家電の展示やその展示館の位置する場所もコザゲート通りに位置し、米軍キャンプ地へと連なる、沖縄返還を経てあくまで中立に先の大戦後の沖縄市と米軍の関係性を垣間見えることできる。ご案内いただいた恩河氏は沖縄国際大学の講師の先生で大阪公立大学の学生との交流について毎年ゼミを通じて行っていることや夏休みなどにはこの展示館を訪れるそうである。当初市史編集というわたしのイメージはハードカバーの立派で大きな書物のイメージがあり、市民だけでなくなかなかとつきにくいイメージであったが、もちろん沖縄市市史としての書物の存在もあるが、展示館として無料で資料館として学生や観光客が訪れている状況でボランティアのガイドの協力もあり本視察のあいだにも多くの来館者が見受けられた。展示物を通して沖縄の身近な戦後の生活を目の当たりにしてなおかつ観光としての視点などはとかく形式的になる市史編纂事業としても本市でも議論の余地はあると考えられる。

○ミュージックタウン音市場について

「中の町ミュージックタウン整備事業」の事業目的として中心市街地の再開発計画の中での一環として提案されている。米軍基地経済との共存の背景はそもそもの県民、市民の音楽文化エイサー、沖縄民謡、民俗芸能など独自の個性的な「沖縄音楽文化」の発展があったが、全国の中心市街地の課題と同じく郊外型大型商業施設による開発の影響、存またベトナム戦争後の景気後退地と先の中心市街地再開発事業「中の町 A 地区第 1 種市街地再開発事業」とあわせて衰退の打破する計画からうまれている。ミュージックタウン整備事業は沖縄市、後述の中の町 A 地区再開発は独立法人都市再生機構が狭隘で老朽化した建物密集の課題解決に向けて行われた。

当日はこの中の町 A 地区の再開発地である先のヒストリートがある空港通り（ゲート通り）ゴヤ十字路中央パークアベニューに囲まれた商店街も視察したが空き店舗は縮小している現状を見ることができた。また商店街の中に沖縄市が運営する沖縄市音楽資料館「おんがく村」でもコザの音楽の歴史に触れることができる。

音市場は 1 階部分吹き抜けの広場はイベントに使うことができ屋根があるため雨天の折もステージなど活用ができるその奥にはエイサー会館がテナント入りしている。指定管理者による運営で週末は有料、無料の様々なイベントでホールは埋まっていた。土地柄酷暑の夏季には子供向けの映画が放映されクールスポットとして活用されている。

特筆すべきは主催団体によってはライブハウスとしてアルコールや食事をとることも可能で主催団体の責任において警備、清掃、原状復帰を条件としてホールを貸し出していることから

非常に主催者には好評であると仄聞するとともに場所柄、土地柄もあり夕刻にはほぼ周りの店舗でもアルコールが販売されており街の活性化に一役かっている。

経営状態としてはコロナ禍の影響が3か年に及んでおり、令和3年度では音楽広場、スタジオの稼働率が17%と利用者1553人と悪い状態であったが令和4年度はホールのイベント利用が予定されないときは市民に無料の映画、クールスポットとして開放しているためホールの稼働率は100%とし、音楽広場47%、スタジオ利用が3266人とコロナ以前に回復しつつある。

先にも述べたが沖縄県出身のアーティストがホールを利用してコンサートを行うことが中心市街地の利便性と活性化と相まって好評であり、屋外の音楽広場でも夜間にイベントが及ぶが騒音などのクレームは一切ないとのことで音楽文化と相まって市民生活に溶け込んでいる状況がうかがえる。

本市のホールにて飲酒などのサービスを導入する折は近隣の住民、商業店舗等に対し、騒音や飲酒運転などの抑止的なことからの対策などを検討する必要がある、ちなみに堺市の管理下ではないが泉ヶ丘駅前のビッグアイ研修室ではケータリングによる会食ができる場合があるがライブハウスのような音楽ホールでの飲酒や飲食が可能なところは近隣には存在しない。

最後に北谷町、沖縄市議会事務局におかれましては受け入れに際してご調整をいただき感謝申し上げます。また本市議会事務局調査法制化でも事前の調整を両議会事務局に取り計らいいただき、視察が円滑に終了致しましたことに感謝申し上げますとともに北谷町と沖縄市の今後の発展を祈念いたします。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

8-3・9-2・9-3・9-4・10-2

出張報告書

令和5年 11月 20日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 急速に高齢化が進む南区、泉北ニュータウンの公共交通のうち泉北主要3駅から住民の足となるのは現在バスであり高齢者の出かけ支援には多くの市民が1000円の負担でバスを使っている。自動運転技術の検証を重ねてきたが、大阪府では万博開催を控えて回復するインバウンドの影響でタクシーが不足する議許になっている。堺市においてもタクシー運転手の高齢化による台数の確保が困難となり、また大阪市内の事業者間の2種免許保有者の確保が困難になる恐れがある。今回は以前本市で元交通政策監として携わっていただいた国土交通省市街地整備筒井課長より富山県朝日町、長野県茅野市の先進例をご紹介賜り受け入れが可能であった富山県朝日町の過疎型のライドシェアの実車と地域公共交通の実情についてご教授いただくことが目的で引き続きの本市でのライドシェアの検討について議論を深めるため朝日町の市の施設の視察を実施した。
- また、帰路途上若干の時間を使い東近江市で存続等の議論がある近江鉄道の八日市線について駅舎、近江鉄道ミュージアムを見学した。

2. 期間 令和5年11月13日（月）～11月14日（火）

3. 日程等

月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
11月13日（月）	13時半～15時	朝日町役場1階第1会議室
	15時～17時	朝日町ライドシェア「ノッカル」実車
11月14日（火）		夜食後堺に向けて出発するも大雨警報発令のため車中泊 途中東近江市（近江鉄道「八日市駅」） 視察後帰阪

4. 面談者

富山県朝日町

商工観光課 主幹・課長代理 地域交通係長

■■■■■ (■■■■■)

地域交通係

■■■■■ (■■■■■)

議会事務局 総務係 主幹

■■■■■ ■■■■■)

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

○朝日町の地域公共交通の現状を理解するために町役場に訪れる前に時間を作り、朝日町の観光協会を訪ねたアゼリアホールという町の公共ホールとショッピングセンターの中のコーナーではヒスイテラスを紹介いただいた。後でこのヒスイについては役場入口に巨大なヒスイが飾ってあり（資料あり）役所、アゼリアホール、泊駅、あさひ病院が中心的な拠点となっている。この間を町が委託し全域を3台のコミュニティバスで結ぶのが主要な公共交通で200円/回となっている。ショッピングセンター開店前から車で待機したり、高齢者が到着しベンチで開店を待っている様子であった。これは後ほどのヒアリングでわかることだがコミュニティバスは路線にもよるが1日/3便との事で早朝買い物昼間便にて帰宅もしくは時間が合わなければタクシーか事前予約の今回実車したノッカル朝日町、ライドシェアしか帰宅する方法がないことに起因し町民が公共交通に行動予定を合わせるしかない。

以上の事柄がライドシェアがどうしても必要となる根本的な要因であった。

前段での事柄の理解はヒアリングでより深く理解ができた、人口約1万人世帯数4600で沿岸部から山間部まで長く広がる町域は高齢化率が45%に達し、町内全域が過疎化指定され消滅可能都市に挙げられている。町名の朝日岳は3000メートル級で居住分布は沿岸部に集中しており前段の泊駅やあさひ病院、町役場が中心で海岸線沿いの主要道路にて他の都市につながっている。

地域交通はあいの風とやま鉄道 泊駅黒東タクシー9台、あさひまちエクスプレス 北陸新幹線富山駅と朝日町を直通するバス そして朝日町が委託運営しているあさひまちバス 小型バス1台とハイエース2台、今回実車したノッカルあさひまち マイカーでの登録制約約80台がすべてであり、コミュニティバスは土曜日、日曜日は利用できない。

つまり前段の平日早朝に中心街に買い物や駅、役所に来た人は200円でいったん用事を済ませると帰りの便まで待つということか高額になるがタクシーを利用する以外手段はなかった、そのタクシーですら運転手は高齢化し台数は減っている傾向とされている。特に北陸新幹線が富山市内で開通したことで富山市内を訪れる方が増えて市内のホテルやタクシーが足りない傾向であると仄聞している、現実視察をおこなった日は大雨警報が出ていたが富山で宿をとることができず、金沢市内でも泊まることができず、あわら温泉など高額な宿しか空きがない状況であった。

さて今回のライドシェアのノッカルあさひまちにうつるが以上のような背景のもと町が地域公共交通を何とか維持し町民の移動を支援しなければならない大命題のもと町でコミュニティバスのハード整備や路線強化も限界に達した状況で町民の買い物、通院、習い事などのお出かけの移動が可能にいう手段として町民が保有する約8000台のマイカーを何とか利用することができないかとあさひ町、黒東タクシー、外部の知見としてスズキ、博報堂が協力のもと国土交通省日本版 Mass 事業採択で令和2年8月から令和3年の2度の実証実験の後、令和3年10月以降で運行を開始した。

そこで今回疑問点について問い合わせた点を確認すると

- ① ドライバーに対する登録の安全講習とは
- ② 車両の任意保険の扱いは

- ③ 飲酒運転に対するアルコールチェックは
- ④ 料金は？
- ⑤ 予約システムは？どこが運用する？
- ⑥ 利用実績は？
- ⑦ 運転手がいなるときは？
- ⑧ 町税投入額は？

等を確認した。①に関しては地元のトヨタビスタに委託して2時間以上の講習を義務づけ
②は対人・対物無制限の任意保険加入を必置とすること③はオンラインにてアルコールチェッ
カを確認④は利用者は600円/回ドライバーには商品券での200円/回⑤国東タクシーに委
託してlineと電話申し込み、ドライバーはアプリとlineで依頼確認⑥会員登録が令和5年7
月で368人予約は月約100件以上で推移⑦登録運転手はlineで確認助け合うがどうして
もドライバーがいなときは朝日町がリースしたスズキ軽自動車に登録した職員が運転する⑧
配車システム委託代、ドライバー講習代で年間約300万。

②の項目であくまでも個人所有のマイカーを使用するので任意保険書を確認までしてい
ない、また現在まで事故などは起きていないとのことであったが本市でもライドシェアを導入
を検討するときにはもう少し厳格化するべきではないかと思う。ノッカルあさひ町の共助から生
まれた制度ではあるが都市部では事故については万全に対策する必要がある。

③アルコールチェックは実車前に1日に1回だけで改善の余地あり。

④項目の利用者負担が600円という金額だけで判断すると高額に感じるかもしれないが利用者
の移動距離を考えるとタクシーではワンメーターにとどまることはなく、平均的には1800円
くらいタクシーを利用するとかかるようで予約が必要とはいえ金額は好評のようで本市のお出
かけ応援100円負担を紹介すると財政規模も差異があるが大いに羨望された。⑦の項目で月に
1度職員が運転することがあるかないかでほぼ運転することはないということだった。

ライドシェアの総括として「交通空白地有償運送」ができるかどうかはあさひ町地域公共交
通会議における国東タクシーが配車委託を受けたり、コミュニティバスを直営している点が何
よりも大きく会議にて反対を受けることがないことがまず、ノッカルが定額600円で運送でき
る特徴であり地域公共交通会議でのもっばらの課題はこれは現状オンデマンドバスを実証実験
中の堺市でも課題になるがステークホルダーであるタクシー業界との折り合いがこれからのラ
イドシェア導入のカギとなる可能性があり、住民の思いがステークホルダーによって前進でき
るかどうかを国土交通省の動き次第で変わっていく可能性があり、地域公共交通会議での議論
を着目していきたいと思う。

合わせてライドシェアについては大阪府の議論も注視して所属建設委員会で本市の考え方につ
いて議論を行ってまいりたい。

さて、上記あさひ町の役場における視察終了後同制度のこどもたちに習い事や塾に通うため同
施策の延長として「子供ノッカル」について見学するためにあさひ町の町有施設「らくちの」
に向かう。この施設は清掃センターにあり焼却熱を利用した温浴施設で屋内プール、フィット
ネス施設があり、指定管理による子供のスイミングスクールの状況とノッカル利用状況を確認
する意味があったが残念ながらこの日は親が連れていく状況のみでノッカルの利用は見受けら

れなかった。

夕刻になり町内での宿泊地を定めていなかったため探し求めたが、北陸新幹線の効果か当日の大雨警報のためか温泉地での高額な宿泊地しか見つからず、富山市内、金沢市内にて宿泊することをあきらめ翌日の八日市駅、近江鉄道ミュージアム見学のため高速道路で夜中に多賀インターへ向かい車中泊を行う。

ミュージアム見学や駅員に八日市線について話を聞く、この八日市線の存続の議論で特に興味を持ったのは選出いただいている関西広域連合議会の連合長三日月知事が広域の議論として存続を約束したいきさつがあり、滋賀県全体は人口が増加傾向にあったが旧来の八日市市においてはこの八日市の支線に対して地元近江鉄道で存続議論があったため見学に立ち寄った。

駅では短時間であればロータリー内の駐車場が無料で使用できるように整備されている。

しかし八日市の支線の駅ではやはり乗降客は減り、たとえばうまくないが南海電鉄の高師浜線と似たような印象であった。

今回全体の視察のテーマ、地域公共交通は本年5月に新型コロナウイルス感染症の5類指定がありその後の地域の公共交通の乗車客の激減が、昨今の高齢化による労働人口減少とインバウンド回復がとり混ざったような何とも言えない状況で過疎化していく中で近江鉄道の議論でも上下分離方式など継続してもはやどこであろうと公共交通の維持に向けて議論を続けなければならない状態でももちろんライドシェア、オンデマンドバスの実証、そして阪堺電車に対する接続や場合によっては存続にかかわる議論を遠くない将来にする必要がある。

○追記 12月20日 南海電鉄が子会社の泉北高速鉄道を統合すると発表があった。

堺市南区選出の議員として今回視察をおこなった朝日町のライドシェアとともに泉北高速鉄道の統合、また次回議会までの間に視察を行う京丹後市のライドシェアについても所属する建設委員会で視察をふまえた議論を行いたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11-4、11-5、1-2、1-3

出張報告書

令和6年 1月 20日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 新型コロナウイルス感染症でインバウンドの特に外国人観光客が激減している中で高山市においてはその感染症が広がる中でもホテルの建設が進んでいると仄聞している。現在関西においても関空の外国人観光客が回復しつつある中でいち早くインバウンドの回復が見られる高山市の観光戦略と飛騨高山ブランド戦略の取り組みを確認するため現地の視察を行った。

令和4年11月にこの自動運転の実証実験を視察させていただいたが岐阜市においては自動運転車両による実証実験が5か年延長されることになった。

実証実験が5か年で行われるケースも稀であるが自動運転をどのようにまちづくりに活かすのか？本市の東西交通と中心市街地の活性化に向けたSMIプロジェクトと比較したまちづくりの議論を深めるため実証実験の実車の機会を賜り視察をおこなった。

2. 期間 令和6年1月9日（火）～1月10日（水）

3. 日程等

月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
1月9日（火）	13時～15時	高山市役所
1月10日（水）	13時～15時	岐阜市役所
月 日（ ）	15時～16時	同 自動運転実証実験実車
月 日（ ）		

4. 面談者

高山市 市議会副議長

プロモーション戦略部

観光課 課長

ブランド戦略課 課長

岐阜市 都市建設部 交通政策課 課長

交通政策推進係長

交通政策推進係

岐阜市議会事務局 議事調査課 主任

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

○観光課より高山市の魅力としての

- ① 祭、屋台
- ② 国選定重要伝統的建造物群保存地区である古い町並 飛騨民俗村 東山寺院群
- ③ 自然 温泉
- ④ 食文化 工芸品 飛騨の家具

などの魅力をしっかりと分析してこの部分は後半のブランド戦略でも触れるが四季ごとの見せ方を工夫している。

実際に昼食をとるために古い町並み 上三之町を訪れてみると邦人のみならず、1月にもかわらず多くの外国人観光客が雪の中訪れていた。

ヒアリングでは2023年ではほぼ400万人を超えてコロナ禍前の8割まで来訪者は回復しているとあった。

古くは昭和61年に国際観光都市を宣言し平成8年に外国語HP開設、平成23年には海外戦略専門部署が設置され、海外戦略ビジョンが策定されている。

コロナ前の10年では外国人誘客は大幅に6倍増加しているのも古くからの国際化のたまものであると推察される。

また11言語のホームページによる情報発信、プロモーションパンフレット9言語 市内見どころ情報版 10言語 散策マップ12言語とWi-Fi設置ムスリム受け入れ体制 通訳養成、緊急対応コミュニケーションサポーターなどのサービス充実は滞在時間の延長、消費拡大につながっている。

まとめると①古くは40年前からの取組

②意欲ある民間事業者との連携

③最前線で接する市民の国際力をはぐくんだ結果。

ただ隣接する白川郷では雪の中に埋められたごみやオーバーツーリズムという課題は新たに生まれつつある。

次に高山市 飛騨高山ブランド戦略のヒアリングにおいて先に述べたようにインナーブランディングとアウターブランディングに方向性を分けて考えてブランド力の共有と強化や発信に力を入れた結果として

① ふるさと納税コロナ禍での飛騨高山ファンを取り込みポータルサイトを利用し3年間の契約による戦略で11倍に拡大している。

飛騨高山の郷土教育は新たな価値の創出や市民、行政、事業者が同じ方向に向かって目指すべき方向性を共有することができる。

2回目の訪問となる岐阜市であるが、今回特に視察を岐阜市にお願いした背景では実証実験が5か年に渡り計画され本年度が初年度になり令和2年度から続く実験との変化を確認するため高山市観光戦略の視察の後訪問した。

以下は前回視察での報告を振り返ると

「平成31年から取り組みを進める自動運転技術活用の研究が国のスマートシティモデル事業（国交省）、重点事業化促進プロジェクトに令和元年5月に選定、7月に近未来技術等社会実装事業（内閣府）と積極的に岐阜市は観光や高齢化における公共交通の研究検証を熱心に進めている。

特に過去バス交通について常任委員会で視察した折にも大型の連結バスを民間活用し岐阜バスが運用していた。

一定市民の理解を得ながら令和2年に4日間公道で自動運転バスを走行させ、市民にアンケート調査を行い、社会受容性を検証しその結果をしっかりと把握し、①自己の位置推定②信号協調③横断者・障害物の検知等の課題を解決にむけて取り組み今回の令和4年度の実証実験にはその対策の技術が盛り込まれた。

今回実施の実験は観光地、中心部の2ルートを準備、期間を1カ月と延長、路上設置カメラで対向車を把握し、信号協調技術を使うことなく通常の交通状態に近い状態で行われている。また障害物を検知するだけでなくその障害物が何であるのか？という適正化、岐阜バスのスタッフと車両メーカーの両社の協力、施設内はレベル4達成、新型コロナウイルス対策のバス停での体温、顔認証技術導入などおおよそ取り入れられる技術をほぼすべて網羅したもので岐阜市の力の入れようが推察された。」

以上のように前回視察を振り返ると今回は実証実験を5か年として総額7億2000万円として計画され公募型プロポーザル方式で以前に関わっていたBOLDLY（株）を選定し、岐阜乗り合い自動車（株）（株）日本タクシーがオペレーター・遠隔監視者として参画している。実験車両は以前導入されたナビヤ社アルマ3台をリースして実証実験契約終了後3台の車両は岐阜市に帰属する。

令和5年度債務負担は1億2000万円ですべて国費でまかない、岐阜市としては道路整備や街路樹剪定などを市費で負担している。

今回は路車協調システム、36か所整備された信号協調で完全自動右折を実現しようと交差点などで導入されている点、これはヒアリングによるとやはり圧倒的に自動運転の課題として対面直進車と横断歩道を渡る歩行者や自転車運転者の対応の課題が大きく、場合によっては左折によるコース設定を行う場合があるなど前回の実証実験から大きく変わっている。

また社会受容性の向上にむけて

- ① 市役所しか乗降ができなかった停留所を9か所に拡大
- ② 水戸岡鋭治市デザインのバスラッピングによる公共交通のシンボリック、広報活動強化。
- ③ 学校モビリティマネジメントによる全小学校を対象に体験乗車を実施

前回視察の報告で力の入れようにふれたがこの5か年でレベル4の自動運転を中心市街地で実現する→日本初の中心市街地における自動運転を実現しトップランナーを目指すとして全国を

牽引とうたっている

これを堺市のSMIプロジェクトに当てはめると

南海本線堺駅、南海高野線堺東、JR 堺市駅と堺市の東西交通の弱みを克服し、中心市街地のにぎわいと活気を創出、新たなツーリズムの構築、シビックプライドの醸成、自動運転バスが走る街堺、先進技術に触れる機会を市民、未来を担うこどもたちと共有、環境に配慮した温室効果ガスの削減と安全性の確保を目指すことを目標とする。

堺市の中心部における東西交通の議論は長くの間議論を行ってきた。

東西における道路は通勤時間に渋滞が起こり、南海電鉄の本線、高野線、JR 阪和線の東西が鉄軌道で連絡すべきであると LRT の議論が木原市長時代、美原町の合併と合わせてルートや車両が議論された。竹山市長は多額の費用がかかるとこの計画を中止したが長らく東西交通の問題はたな晒しの状態であった。

永藤市政でこの東西交通の問題と2024年問題や2種免許保持者やドライバーの高齢化、免許返納者に対する利便性の高い公共交通の必要性和国における自動運転技術導入の実証実験に対する国費充当や2種免許保持者不足やインバウンドの回復でのドライバー確保等の課題に向けたライドシェアの議論が加速している。

本市でも SMI プロジェクトに対する議論や昨年実施した AI オンデマンドバス、府内のライドシェアの議論を途切れることなく行っていかなければならない。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

3-3、3-4、3-5、3-6

出張報告書

令和6年2月11日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 三宅 達也

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的 下記項目についての現地調査並びに取組みについてのヒアリング
- ①京丹後市「AI 音声認識技術 (ELSA AI) を活用した
英語力向上の取組みについて」
- ②京丹後市「ささえ合い交通について」
交通空白地に対するライドシェアによる移動手段であるが先般行った富山
県朝日町の視察との違いが明確にあり Uber システムを使うことによる、距
離に応じた料金を徴収している。
自家用車を使うことや一般の住民が講習を経てドライバー登録することに
違いはないが、導入で課題となるステークホルダーとの調整については現場
の生の声を確認したく現地視察を行った。

2. 期 間 令和6年1月23日（火）～令和6年1月24日（水）

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月24日（水）	10:00～11:15	京丹後市役所 本庁舎（峰山庁舎）
②	1月24日（水）	13:00～15:00	京丹後市役所 丹後庁舎

4. 面談者

- ・京丹後市 峰山庁舎

京丹後市議会 副議長

様

京丹後市教員委員会事務局 教育次長

様

京丹後市教育委員会事務局 理事兼学校教育課長

様

京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主任兼指導主事

様

京丹後市議会事務局 事務局長

様

- ・京丹後市 丹後庁舎

NPO 法人 気張る！ふるさと丹後町 専務理事

様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①京丹後市役所 本庁舎（峰山庁舎）

○時系列の報告

前日23日午後堺を出発して視察先近隣に宿泊した、結果として夜半から深夜にかけて天候が崩れ大雪になった。まずもって荒天にもかかわらず視察を受け入れていただいた京丹後教育委員会事務局の皆様へ感謝申し上げる。

1月24日 10:00 京丹後市役所に到着後、ヒアリング。

ご対応者

京丹後市議会 副議長

京丹後市教員委員会事務局 教育次長

京丹後市教育委員会事務局 理事兼学校教育課長

京丹後市教育委員会事務局 学校教育課 主任兼指導主事

京丹後市議会事務局 事務局長

様
様
様
様
様

【AI音声認識技術（ELSA AI）を活用した英語力向上の取り組みについて】

・京丹後市ではGIGAスクール導入時より全中学校6校でのアカウント取得によって単にICT活用一人1台のパソコン端末からAI認識による英語の発音に音声認識技術を採用し、令和3年に試験導入が始まっている実際に動かす状況を拝見すると

- ① まずは使いこなす教員のスキルについては戸田指導主事の役割が重要で様々な教師の疑問にTeamsを用いて使用の例示を話し合いながら導入を1方向で進めるのではなく教師と教育委員会の双方向のやり取りがまず大切であると感じた。
- ② その中で実績として英語検定試験準2級とうスピーキングでの成果を確認してみたが、顕著な成果は出ていないとのことで全国学力学習状況調査では効果が出ているだけに今後は合格者数の増加や検定試験受験者が増えれば期待ができる。
- ③ AI導入の会話構成の状況を鑑みると今後は生徒個人の状況や能力に応じた会話を適切にAIが導き個別の最適化が見込める一方でどのようなスピーキングが教師が確認できないことは若干の事後検証等で課題があるのではと感じた。（スクリーンショット遡り機能などの検証がソフトウェア上の対策が必要では？）

○移住促進として子どもたちの教育を強化して京丹後市での学力向上や特色ある教育の一環として導入を決定しているが予算獲得には市長の理解が必要である、仄聞では年間600万円1200人。堺市での全校導入約20400人ではインシャルコスト1億円以上必要になる。

財政措置の議論とともに教育の現場におけるAI活用と教員の負担軽減、家庭学習とのバランスが必要であると感じた。

さて、京丹後市は令和4年7月に京丹後市教育大綱を策定しているが旧来の京丹後市教育振興計画の上位的なもので計画中就学前、小、中学校を振興計画で進め、高校、専門学校、大学における教育大綱の位置づけや誰一人取り残されことなく、生き抜く力、豊かに生きる力をもってもらおうという京丹後中山市長の教育への熱意がうかがえる。

② 京丹後市 丹後庁舎

○時系列の報告

1月24日 峰山庁舎から丹後庁舎に向かい、13:00到着。ヒアリングを行う。

ご対応者

NPO 法人 気張る！ふるさと丹後町 専務理事

様

【ささえ合い交通について】

以下ヒアリングによると

丹後町は人口4,522人、65歳以上の高齢者が2,053人、高齢化率45.4%。

急な坂が多く雪が積もると移動が困難となる。

ポイントとして2008年、丹後町内のタクシー会社が撤退し、交通問題が課題となり、2009年NPO法人「気張る！ふるさと丹後町」が設立された。

2014年市営バス（デマンド型）を市から受託運航開始。

2016年公共交通空白地有償運送「ささえ合い交通」運行開始。

ささえ合い交通ドライバー数：16名（国への登録）

丹後町で運行されているささえ合い交通は、スマートフォン等を使いUberで配車、マイカーを使ったライドシェア型公共交通で、NPO法人「気張る！ふるさと丹後町」が運営している。

スマートフォンを持っていない高齢者の代理呼び出しをNPOが行なっている。

運行区域は、乗車は丹後町内及び町外の弥栄病院、降車は京丹後市全域（市外は不可）

料金は距離制で、初乗り1.5kmまで480円、以降120円/kmで加算される。

当初はクレジットカード決済のみ。2016年12月から現金支払いも可能となった。

運行時間は午前8時から午後8時（365日運休日なし）

利用者は丹後町民、観光客等。

上記の市営バスオンデマンド型の委託費があるためこのライドシェア型が運営できているがUberのシステム使用料については明かすことはできないとのことだった。

ステークホルダーの話つまり地域公共交通会議で新たな公共交通を始めるときは上記のようにバス、タクシーの事業者の理解がないと前にすすまないがそもそも論、タクシー会社の撤退と市営バスの受託によって交通空白をまさしく解決すべく東理事が名乗りを出ているがこのライドシェア型の課題は乗車地が丹後町限定、また降車地は丹後市内に限られる。

タクシー事業者が保有台数にもよるがこの制限を受けないことから地域の交通空白に対しての解決はできるがインバウンドなどの対応には制限が加わる。

また運営当初の国土交通省からタクシー事業の半額波との意見があり今般の見直しで料金の引き上げが可能になった（タクシーの8割）

他のライドシェアが停留所方式であるがドアツードアと好きなところで乗降できる点は便利な反面、乗降時の転倒などもドライバーの責任になりそのための保障として賠償保険加入は法人の負担となる

さて本市状況を鑑みると多数のタクシー業者が営業を堺市内で行っている現在、タクシーやバス事

業の主な課題は運転手の確保、2種免許保持者の雇用であるが

- ① 少子化、高齢化による労働人口の低下
- ② 2種免許取得者の高齢化
- ③ バス、タクシー運送事業通しの人材の取合い
- ④ 顧客集中地帯つまり営業区域のシフト（大阪市内へのシフト）による
- ⑤ バスであればバス路線の配慮が必要、路線営業範囲であれば料金についても調整しなければ共倒れになる

ただ本市においても当然ながらバス路線が撤退したり、縮減したりすることは多分にあり、実証実験を行ったオンデマンドバスも路線のないところで実証が行われている。

一方住民、利用者としては安価で利便性が高い交通手段、高齢化に伴い免許の返納を促す点などを鑑みると本市はお出かけ応援バスの制度があり往復200円の負担で南海、近鉄バスを利用することができる。この利便性と価格を既存の公共交通でバランスをとることが本市ではかなりのハードルになる。これは高齢者にとっていわゆる片道100円以上支払うにあたっては利便性が今以上に高い、ドア・ツー・ドアかより多く居住地より近い停留所が必要。

バスやタクシー事業者には運転手確保や公共交通維持のための補助金が望まれている。

今後地域公共交通を維持しながらこれら課題を解決する方策として国では自動運転による技術革新での解決（自動運転レベル4）

2種免許保持者以外の運転手による運送事業を可能にする規制緩和（ライドシェア）

現況の制度上で一定の定時制を維持した乗り合いタクシーやデマンド交通としてのバス停留所以外でのオンデマンドバスが考えられる。

まもなく令和5年度最後の建設委員会では大阪府内で導入予定のライドシェアと地域公共交通について視察の経験を生かして議論する予定である。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1-11、3-7、3-10

大 阪 府 堺 市 議 会 行 政 視 察

次

第

日 時 令和5年11月13日(月)
午後1時30分～
場 所 朝日町役場1階第1会議室

1 あいさつ

2 研 修

「ノッカルあさひまち」について

3 質疑応答

4 ノッカル乗車



富山県朝日町



議会事務局 総務係

主幹

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133

TEL(0765)83-1100 FAX(0765)83-1103

URL <http://www.town.asahi.toyama.jp>

e-mail

自治体関係の方

富山県朝日町



商工観光課

主幹・課長代理

地域交通係長



〒939-0793

富山県下新川郡朝日町道下1133番地

TEL: (0765) 83-1100 (内線:118)

FAX: (0765) 83-1109

MAIL①

MAIL②

富山県朝日町 商工観光課
地域交通係



朝日町HP

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133

【TEL】0765-83-1100 【FAX】0765-83-1109

(自治体の方)

(その他の方)